

業務指示書

バングラデシュ国農業金融に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年6月19日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年6月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業金融に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

() (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（バングラデシュ及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年6月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.323 円 , US\$1 = 101.03 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業金融
経済・財務分析
営農/農業技術/農業支援体制

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.65 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月12日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国農業金融に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/農業金融	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 経済・財務分析	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 営農/農業技術/農業支援体制	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

バングラデシュ（以下、「バ」国という。）の農業セクターは、就業人口の48%、GDPの約2割を占め、依然として重要度の高いセクターの一つである。しかしながら「バ」国の耕地利用率は177%（2007年）に達しているため農地拡大の余地は殆ど残されておらず、また米作が作付面積の8割を占めていることから、限られた耕地における農業生産性向上、農産物の多様化や高付加価値化を図る必要がある。

かかる状況の下、「バ」国政府は「第6次五ヶ年計画」（2011/12～2015/16年度）において、「バ」国民の収入向上と貧困削減を達成するため、農業セクターのGDP成長率を2015年に4.3%まで向上させることを目標に掲げ農業生産性の向上及び作物多様化に取り組むこととしている。

農作物の多様化や高付加価値化の有効な手段としては生産性の高い種子や肥料、農業機材の活用などがあるが、中小、零細農家及び農業関連中小企業の金融へのアクセスは脆弱であり、上記農業資機材への投資が困難な状況にある。融資が伸びない理由は、信用リスクや環境変化・気候等による農業生産性の変動に伴うリスクに対する金融機関の貸し渋り、担保や高金利等により中小、零細農家や農業関連中小企業が金融機関の貸付基準を満たすことが困難な状況にあるためである。こうしたなか、中央銀行は、中小、零細農家や農業関連中小企業向けのツーステップローンの融資拡大を検討しており、原資として譲許性の高い円借款資金の活用に関心を示している。

JICAは、「農村開発信用事業」（1995-1998年、円借款）を通じ貧困農民向けにツーステップローンを供与しているが、貸付完了から15年が経過しているため、直近のマイクロファイナンスに関する客観的・包括的データが無い状況である。また、「中小企業振興金融セクター事業」（2011年～、円借款）も供与しているが、融資対象を農業セクターに限定していないため、アグロビジネスに関する情報も不足しており、農業金融分野における有効な支援の方向性を検討することが難しい状況にある。上記に併せ、近年、農業金融においても民間市場を通じた資金提供の動きが芽生えつつある中、従来実施されてきた政府やドナー資金を活用した農業分野への直接的な資金提供が民間ビジネスを阻害する可能性も指摘されており、農業分野における金融アクセス改善においては、従来型の支援の方法にとらわれない新たな発想（融資、貯蓄、マイクロ保険（天候インデックス型保険等））に基づく支援方法の検討も求められている。

2. 調査の目的

「バ」国の農業金融に対する諸課題を整理し、我が国の技術や経験の活用も含め、ツーステップローンを含む農業金融のアクセスに関する包括的な支援の方向性を検討するために必要となる情報収集を行うものである。

3. 調査対象地域

「バ」国全土を対象とする。ただし、第一次調査中にJICAと協議の上、必要に応じ、調査対象地域を絞り込むこととする。

4. 主な調査対象機関

「バ」国中央銀行、財務省、農業省、地方自治・農村開発・協同組合省、Microcredit Regulatory Authority (MRA)、国際機関 (ADB、IFAD、CGAP等)、他援助機関、各種研究機関、金融機関、Micro Finance Institutions (MFIs)、民間企業等。

5. 調査業務の範囲

本調査において、コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するために、「7. 調査業務の内容」に述べる内容の調査を実施し、調査の進捗に応じ「8. 成果品」に記載の報告書を作成するものとする。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 支援対象分野、支援対象地域の選定

現在、JICA バングラデシュ事務所にて、ローカルコンサルタントを活用して、農業金融機関の概要について調査を実施中であり、本調査では、当該調査の結果等を十分に踏まえ、「バ」国の農業金融に対する JICA の協力の方向性を提案する。協力の方向性の提案に当たっては、農業金融サービス（融資、貯蓄、保険など）の内容に応じて、想定される支援対象農家・農業関連企業、支援対象分野（種子・肥料等の農業投入財、畜産、灌漑等）、支援対象地域も提案することとする。複数の対象農家・農業関連企業、対象分野、支援対象地域の提案がある場合には、事業の持続性、経済性等の観点から優先順位も検討する。なお、提案にあたっては「バ」国での、①フォーマルな金融へのアクセスを拡大するため政策、MFIs をはじめとする金融機関への規制監督等のマクロレベルでの取り組み、②資金決済・支払いシステム、信用保証制度等のメゾレベルの金融インフラ、を十分に踏まえること。

なお、調査項目が多岐に渡ることから、国内準備期間中より JICA が提供する既存の調査結果資料を整理・分析を開始し、支援対象分野、及び支援対象地域の案をインテリム・レポート提出時に提案すること。また、支援対象分野及び対象地域の絞り込みに際しては、既往の JICA 案件を踏まえ、既往案件の効果を高める方向性で検討すること。

(2) 公的支援の必要性・日本の知見の活用

農業金融への支援を行うに際して、ODA という譲許性の高い公的資金を供与する必要性について検討を行う。特に、農業金融に対してはアジア開発銀行、国際農業開発基金（IFAD）等の開発援助機関による支援が既に実施されており、世界的に民間資金の参入を促進する動きもみられることから、他の支援機関や民間による取組みと比較した際に、今後 JICA が日本の ODA という公的資金を活用して支援を行う必要性や日本の提供できる付加価値について十分留意して調査を行う必要がある。その際に、我が国における農林水産省、大学等の研究機関、本邦企業等が知見を有していることから、本調査に際してそれらの機関が実施している事業・研究と、「バ」国の支援ニーズとのマッチングについて検討を行う。また、JICA の支援により民間資金の農業金融への参入をクラウドディングアウトする可能性が無いように留意する。

なお、検討に際しては、「バ」国の農業セクター開発における現状課題について既存資料や、CGAP・MIX Market 等の金融包摂に関わる国際機関の研究成果・データベースを活用して、農業セクター開発における農業金融の位置づけ・課題、他機関による農業金融支援の実施状況及び対象農家への金融の現状を十分把握する。

同結果を踏まえ、日本の ODA を活用して農業金融分野の支援を行う場合に、目指すべき目標（農家、企業への裨益効果、民間資金の導入促進）及びそのための農業金融の役割、留意点（民間資金のクラウドディングアウトの可能性、公的支援からの出口戦略を含む）を検討し、その検討結果に基づいて、必要な支援策を精査することとする。

(3) 有効な支援策の提案

本調査は、近年融資、貯蓄、マイクロ保険（インデックス型保険等）、倉庫証券、リース、バリューチェーンファイナンスなどを活用したビジネスモデルの開発が模索されている状況も

踏まえ、主に「バ」国のツーステップローンも含む農業金融へのアクセスの改善に対する JICA 支援の方向性を検討するための判断材料とすることとする。そのため、支援の優先順位、アプローチ方法等の策定については、調査の過程で随時十分に JICA と協議すること。また、本調査で検討・策定した事項は、「バ」国関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

(4) 先行調査結果、既存資料の活用

本調査は調査項目が多岐にわたるため、調査にあたっては、JICA が実施した「The Study on the Agricultural Finance in Bangladesh」(2013 年 5 月)の調査結果や、JICA、「バ」国政府機関、金融包摂に関わる CGAP や MIX Market 等の調査結果・データベース、他ドナー等が作成した既存資料を参考にし、効率的な調査を実施すること。

また、以上の点に十分留意の上、より効果的・効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

7. 調査業務の内容

(1) 国内準備作業 (2013 年 7 月下旬～)

- 1) 関連資料の収集・検討を行う。なお農業金融に関する CGAP 等による既存の調査結果についても踏まえる。
- 2) 調査全体の方針、調査方法、作業工程、要員計画、ファイナル・レポートの目次の検討を行う。
- 3) JICA との打ち合わせに出席する。
- 4) 上記作業を踏まえて、インセプション・レポート(案)を作成し、JICA に説明する。
- 5) JICA からのコメントを反映させて、インセプション・レポートを完成させる。

(2) 第一次現地調査 (2013 年 8 月～10 月)

- 1) インセプション・レポートを「バ」国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
- 2) 情報収集、「バ」国政府関係者等との協議・分析等を行う。TOR 1～TOR 4のうち、TOR1～3 について調査を行う。

TOR 1: 「バ」国における農業セクターにかかる情報の収集・分析

1-1 農家・農業関連中小企業に関連する基礎情報の収集・分析

<農家の営農状況に係る調査項目>

農家について以下の情報(サンプル数は 200 件数)を集めた上で営農面積規模に応じた農家の分類ごとに成長阻害要因をリストアップする。また、当該分野に対して、日本が中小・零細農家に支援する意義(日本の知見/経験活用の可能性も含む)について分析する。また基礎情報の収集にあたっては、農業分野において女性が主たる役割を果たしていることを踏まえ、可能な限り、男女別の情報把握に努める。

- ・ 世帯情報(人数、就農人数、収入及び収 3 入源、農地面積)
- ・ 営農面積規模に応じた農家の分類(中規模農家・小規模農家・零細農家の割合、各グループにおけるニーズ(金融サービスも含む)・特徴等)
- ・ 金融リテラシー(家計管理、貯蓄・融資・保険等の金融商品についての理解)
- ・ 分類ごとの経済状況(土地所有形態、資産、収支等)
- ・ 分類ごとの農民の作付け状況(収穫量、品種、灌漑農業/天水農業、家畜飼育状況)
- ・ 分類ごとの農業実施上の能力(技術力、資金力、資金の調達方法、支援体制の有無、世帯内における男女間の農作業に関する役割分担、天候不順などのリスクへの対応等)

- ・ 分類ごとの農業技術の習得及び活用状況
- ・ 分類ごとの農薬・肥料・農機の入手及び使用状況、購入価格、価格変動への対応
- ・ 分類ごとの市場情報の入手状況、穀物価格の変動への対応
- ・ 分類ごとの農民組織・協同組合等の活動状況（加入の有無、構成員数、活動頻度、資金、活動内容、共同購入・販売の有無）

<農業関連中小企業の活動状況に係る調査項目>

農業関連中小企業について以下の情報を集め、成長阻害要因をリストアップする。

- ・ 企業情報（従業員数、活動内容、収入及び収入源）
- ・ 農業関連中小企業の経済状況（資産、収支等）
- ・ 企業の活動内容
- ・ 企業の資金調達手段（内部留保、銀行融資・MFI等からのなど）
- ・ 企業活動上の課題（資金面・技術面から）

1-2 農産物及び農業加工製品の生産、流通に関する基礎情報の収集・分析

農業金融サービスの内容に応じた支援対象分野の絞り込み（TOR3）に向け、「バ」国農業セクターにおける生産（種子（環境ストレス耐性品種、高収量品種、高付加価値品種の開発・普及）、土壌（土壌の現状、土壌分析能力等）、農業資機材、農民支援体制、生産・経営実態等）、流通（マーケティング、収穫後処理、保管加工、流通・市場等）に関し、以下の項目等にかかる情報の収集・分析を行う。また、バリューチェーンを活用した金融アクセス改善策の検討のため、生産・流通の各段階における金融サービスの利用状況についても確認する。

なお、本項目は既存資料からの情報整理を中心とすること。

- ・ 農業セクター開発に係る「バ」国の政策・取組レビュー
- ・ 支援ニーズ（対象分野、対象地域）、課題
- ・ 他ドナーや民間事業者の動向
- ・ 日本の支援の付加価値（技術・知見）
- ・ 生産から流通・加工までの各バリューチェーンにおける金融アクセスの状況と課題

1-3 農業省等の農業技術普及体制に係る基礎情報の収集・分析

- ・ 組織体制（関連省庁、組織図、人員配置状況、本省/地方事務所及び各部局間の役割分担）
- ・ 普及員の指導内容、農家への訪問頻度
- ・ 普及員への研修制度（人材育成への取組）
- ・ 普及員一人あたりの担当エリア（担当農家数）
- ・ 普及員活動の実情（現地聞き取りを通して。普及員の金融リテラシー、普及員の視点から見た農業金融のニーズと課題についても確認する。）
- ・ NGO、研究機関等との連携

TOR 2: 「バ」国における農業金融の情報の収集・分析及び日本の知見・経験活用可能性に係る情報収集・分析

TOR 1における農業分野に携わる各種アクター等の状況・ニーズ等を踏まえ、農業金融のアクセス改善に向けた支援策検討のための各種情報を収集する。

2-1 農業に関する公的支援（補助金、優遇税制、譲許的融資等）の有無と必要性

- ・ 農業金融に係る「バ」国の政策・取組
- ・ ドナー等による農業金融に関する支援策の効果と課題
- ・ 「バ」国政府（政府系金融機関を含む）からの農家に対する公的支援（肥料や資機材整備等に係る補助金、優遇税制、譲許的融資等）についての情報収集・分析（直接的な支援に併せ、MFI等への資金提供を通じた間接的支援、金融教育等の技術面の支援についても含む）

- ・ 農業金融に係る「バ」国の政策・取組及び農業金融を行う市中銀行・MFI等の金融サービス内容(融資条件等)を踏まえた農業金融に係る公的支援の必要性の有無の検討
- ・ TOR 1における農家各層のニーズを踏まえた、融資・貯金などの金融支援以外に、農業金融へのアクセス促進に向けて公的支援の果たすべき役割の検討
- ・ 農業金融の政策・計画立案、金融アクセス支援業務等に係る日本の技術・経験を適用した中央銀行、国有銀行(特殊銀行含む)、民間銀行及びMFI、顧客である農民各層への支援の方向性・内容検討(日本の技術・経験の活用可能性も含む)

2-2 農業金融(融資、貯蓄、保険等)の利用者に関連する基礎情報の収集・分析

<中小・零細農家>

- ・ 中小・零細農家のうち農業金融サービスの利用者・非利用者に関するマクロ情報(利用人数、ジェンダー構成、地域、収入・支出等の家計状況、資金調達方法(フォーマル・インフォーマルを含む外部資金へのアクセス状況)等)
- ・ 中小・零細農家の農業金融に関するニーズ確認(既存利用者、未利用者)
- ・ 農業金融利用者・未利用者の規模(人数、営農面積)に応じた分類(中農・小農などの割合、各グループにおけるニーズ・特徴等)
- ・ 農業金融のうち融資利用者の分類ごとの借入、返済状況(借入額、返済率等)、融資の使途
- ・ 農業金融のうち、貯蓄・保険等の融資以外の農業金融サービスの利用状況
- ・ 農業金融利用者の利用機関の選定理由
- ・ 日本が中小農家に支援する意義、日本の知見/経験活用の可能性

<農業関連中小企業>

- ・ 農業金融利用企業に関するマクロ情報(利用企業数、従業員数、地域等)
- ・ 農業金融利用者の分類ごとの借入、返済状況(借入額、返済率等)
- ・ 農業金融利用者の分類ごとの融資金の使途
- ・ 農業金融利用者の利用機関の選定理由
- ・ 農業金融不利用者の資金ニーズ、貸付スキームへのニーズ
- ・ 生産から加工・流通に至るバリューチェーンを活用した金融アクセス支援の可能性
- ・ 日本が農業関連中小企業に支援する意義、日本の知見/経験活用の可能性

2-3 農業金融の貸手となる中央銀行、国有銀行(特殊銀行含む)、民間銀行及びMFIsに関連する基礎情報の収集・分析

先行調査である「The Study on the Agricultural Finance in Bangladesh」(2013年5月)の調査結果を参考に、下記調査項目について詳細調査を行うこと。なお中央銀行以外に調査対象となる金融機関は、国有銀行(特殊銀行含む)、民間銀行から2行程度、MFIから5機関程度を想定しているが、具体的な調査対象機関についてはJICAと事前に相談の上で調査を行うこと。

- ・ 業務範囲、事業内容
- ・ 事業規模、融資実績、返済実績及び返済率
- ・ 財務状況、透明性、監査体制、リスク管理体制(流動性、信用リスク)
- ・ 他ドナーからの支援実施状況・課題
- ・ 貸し出し条件(金利、返済期間、担保等)
- ・ 技術支援内容
- ・ 銀行の融資活動地域の選定状況・選定理由
- ・ 銀行の融資先の選定条件(審査基準)及び融資審査の合格率、不合格事由

- ・ 支援先の観点から調査対象銀行の比較

2-4 農業金融支援の主体となる機関に関連する基礎情報の収集・分析

JICA の支援の方向性の参考とするため、「バ」国において実施されている、もしくは今後の実施が見込まれる農業金融事業をリストアップし、以下について調べる。特に、ADB の「Northwest Crop Diversification Project」(2000-2010)、「Second Crop Diversification Programme (SCDP)」(2002-2016)、BRAC の「Borga Chashi Unnoyon Project (BCUP)」(2009-2015) に関しては、詳細に分析する。

- ・ 事業の内容 (スキーム、対象者、対象分野、地域)
- ・ 事業の実施体制 (主体、関連アクター)
- ・ 農業金融を補完する研修などの在り方
- ・ 事業の課題、資金ニーズ
- ・ 農業金融の効果を補強する技術協力を含むソフト面での支援

2-5 資金調達

- ・ 「バ」国における農業金融に係る必要資金の調達状況の概要 (調達先、調達形態 (借款、グラント)、調達規模、調達コスト等) を確認する。

2-6 農業金融の拡大・普及に際してのボトルネックの検証

- ・ 2-1～2-5 での分析を踏まえ、農業金融の拡大・普及に際してのボトルネック及び今後の見通しに係る把握・整理・分析を行う。

TOR 3: 優先プログラムの絞り込み

- ・ 上記 TOR 1～TOR 2 の調査結果を踏まえて、日本として支援する意義・付加価値を念頭に、本邦内の知見・経験の活用可能性も含め、当該分野における効果的な円借款を活用したツーステップローンに係る支援の整理を行う。

1) 上記作業を踏まえて、インテリム・レポート (案) を作成し、JICA に説明する。

2) JICA からのコメントを反映させて、インテリム・レポートを完成させる。

- 3) インテリム・レポートを「バ」国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) 第一次国内作業 (2013 年 10 月)

1) JICA との打ち合わせに出席する。

2) TOR3、TOR4 に関し、本邦にて JICA 関係者、日本政府の関連機関、大学等の研究機関、民間企業等に情報収集・協議・分析等を行い、調査結果を JICA に報告する。

TOR 4: 優先プログラムの支援方向性の検討

TOR3 で検討した支援策の中で、今後取り組むべき円借款を活用したツーステップローンに係る支援の優先順位付けを行う。この際、特に優先順位が高い支援案に関し、先方政府及び JICA との合意のもと決定の上、以下の項目についてデータの追加収集・提案を行う。

- ・ 支援体制
- ・ 概算資金ニーズ
- ・ 国有銀行・民間銀行及び MFIs が遵守すべきルール (運用ガイダンス) の概略
- ・ 融資 (転貸) 条件 (通貨、金利、期間等)
- ・ 農業金融の効果発現に必要な有償付帯技術協力を含むソフト面での支援

(4) 第二次現地調査 (2013 年 11 月～2014 年 1 月)

1) TOR3、TOR4 に関し、情報収集、「バ」国政府関係者等との協議、分析等を行う。

2) 上記作業を踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA に説明する。

3) 「バ」国関係諸機関、国際機関、他援助機関等に説明し、内容にかかるコメントを取

り付ける。

(5) 第二次国内作業 (2014年2月)

- 1) JICA 及び「バ」国関係諸機関、国際機関、他援助機関等からのコメントを反映させて、ファイナル・レポートを完成させる。
- 2) JICA との打ち合わせに出席する。
- 3) JICA が開催する報告会に出席し、ファイナル・レポートの概要につき報告する。

8. 成果品

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

1) インセプション・レポート

記載事項： 調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、最終報告書目次案

部数： 和文 10 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)

提出時期： 2013 年 7 月下旬

2) インテリム・レポート

記載事項： 第 1 次現地調査までの全ての調査結果。支援対象分野及び支援対象地域の素案を含む。

部数： 和文 10 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)

提出時期： 2013 年 9 月中旬

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項： 全ての調査結果

部数： 和文 10 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)

提出時期： 2013 年 11 月中旬

4) ファイナル・レポート

記載事項： ドラフト・ファイナル・レポートに関する「バ」国側関係諸機関、他援助機関等からのコメントを検討の上、改訂を施したものの

部数： 和文 17 部 (製本版)、英文 17 部 (製本版)、
和文 3 部 (簡易製本版)、英文 3 部 (簡易製本版)
電子ファイル (CD-ROM 5 部)

提出時期： 2014 年 2 月中旬

※ ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開になる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上、決定することとする。

① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。

③ 民間企業の事業や財務に係わる情報

※ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改ページの編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする。(当ガイドラインは JICA ホームページ 調達情報 関連規程・ガイドライン等 参照のこと。)

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

ア 議事録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録 (M/M) を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を JICA に提出すること。

イ 調査業務報告書

調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。

ウ 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを JICA (現地調査の場合は JICA バングラデシュ事務所長も含む) に速やかに提出する。

エ その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(5) 報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2013年7月下旬より国内準備作業を開始し、国内準備作業終了後、第1次現地調査を行う。
2014年2月中旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

約 20.83 M/M

(2) 業務従事者の構成

本件調査には、下記の分野を担当する団員を参加させることを基本とする。ただし、分野の変更・追加または統合・分離を提案する場合は理由も含めプロポーザルに明記すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案する場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/農業金融 (2号)
- イ 経済・財務分析 (3号)
- ウ 中小・零細企業分析
- エ 営農/農業技術/農業支援体制 (3号)
- オ 農産物販売・物流/農業資機材/業務調整
- カ 環境社会調査/ジェンダー

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、「バ」国から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、JICA バングラデシュ事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。

4. 配布・閲覧資料

(1) 配布資料

国際協力機構「The Study on the Agricultural Finance in Bangladesh」(2013年5月)

*複写、転送、他目的への使用禁止。

(2) 閲覧資料

以下の資料は「バ」国政府、JICA、その他機関のウェブサイト等にて閲覧すること。

- ・ 国際協力機構「Bangladesh国農業セクター基礎情報収集・確認調査 最終報告書」(2010年6月) JICA 図書館書誌 ID:10-008
- ・ アジア開発銀行「Reports and Recommendations of the President for the Second Crop Diversification Project」(2010年6月)
(url: <http://www.adb.org/projects/documents/second-crop-diversification-project-3>)
- ・ アジア開発銀行「Agribusiness Development Project (Report and Recommendation of the President to the Board of Directors on a Proposed Loan and Technical Assistance Grant to the People's Republic of Bangladesh for the Agribusiness Development Project)」(2005年10月)

(url: <http://www.adb.org/projects/documents/agribusiness-development-project-1>)

- ・ アジア開発銀行「Northwest Crop Diversification Project (Project Completion Report)」
(2011年11月)

(url: <http://www.adb.org/projects/documents/northwest-crop-diversification-project>)

- ・ 世界銀行「Bangladesh Public Expenditure and Institutional Review (Volume I (Main Report) 及び Volume II (Sectoral Analysis)」(2010年6月)

(url: <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/2875>)

- ・ International Consulting Group「National Private-Sector Survey of Enterprises in Bangladesh (2003)」

(url:

<http://www.jobstrust.org/jobsproject/programs/SI%2033.%20Natinal%20Private%20Sector%20Survey.pdf>)

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託により業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施できる。現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上